

# 執行機関の附属機関に関する条例

昭和 31 年 11 月 1 日  
条 例 第 3 6 号

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別の定があるものを除くほか、本市に執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

(委任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則 (略)

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)
教育委員会	神戸市校区調整審議会	神戸市立小学校・中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務